

## 札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱

平成 22 年 10 月 14 日子ども未来局長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、本市内の認可保育所等の整備における揮発性有機化合物の室内濃度測定の実施に関する事項について定めることにより、児童等による認可保育所等の安心・安全な利用を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定による認可を受けて設置される保育所（分園を含む）をいう。
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条の規定による認可を受けて設置される幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項の規定により本市からの確認を受けるものをいう。
- (3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 17 条第 1 項の規定による認可を受けて設置される幼保連携型認定こども園をいう。
- (4) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた幼稚園及び同条第 3 項の規定により認定を受けた連携施設をいう。
- (5) 保育所型認定こども園 認定こども園法第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた認可保育所をいう。
- (6) 地方裁量型認定こども園 認定こども園法第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた保育機能施設をいう。
- (7) 家庭的保育事業等 児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業及び事業所内保育事業）のうち、居宅訪問型保育事業を除いたものをいう。
- (8) 家庭的保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (9) 小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。
- (10) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する小規模保育事業をいう。

- (11) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (12) 認可保育所等 認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び家庭的保育事業等をいう。
- (13) 建築等 認可保育所等の創設（新たに整備することをいう。）、増築（既存の認可保育所等の現在定員の増員を図るための整備をすることをいう。）、増改築（既存の認可保育所等の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存の認可保育所等の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。）及び改築（既存の認可保育所等の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。）並びに認可保育所等以外の既存の施設を新たに認可保育所等にするために行う改修等をいう。
- (14) 整備補助 認可保育所等の建築等に要する経費の全部又は一部に充てるために本市が行う補助をいう。
- (15) 6物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

（整備補助を受ける者による室内濃度測定）

第3条 整備補助を受ける者は、当該整備補助に係る事業の終了後（仮設園舎にあつては、仮設園舎の整備後）速やかに当該整備補助に係る認可保育所等（仮設園舎を含む。）の全室について検査機関（計量法（平成4年法律第51号）第122条に定める計量士を配置し、同法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関等をいう。）による6物質の室内濃度測定を行って、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認しなければならない。ただし、市長が特に認める場合においては、特定の室を当該室内濃度測定の対象とせず、又は当該室内濃度測定を行わないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、同一階に床、壁、天井等の仕上げが同一である室が複数ある場合には当該複数の室を一つの室とみなして6物質の室内濃度測定を行うことができる。ただし、保育を行う専用の部屋、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することができない。また、同一階における当該室内濃度測定を行う場所が2か所を下回ることはできない。

3 前2項の規定による室内濃度測定を行った者は、当該室内濃度測定の結果報告書の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第4条 前条第3項の規定により提出された書面により、整備補助に係る認可

保育所等における 6 物質の室内濃度が厚生労働省が定める指針値以下であることを札幌市長が確認できないときは、整備補助に係る要綱その他の規程の定めにかかわらず、整備補助を行わないものとする。

（整備補助を受けない者に対する行政指導）

第 5 条 整備補助を受けないで認可保育所等の建築等を行う者（以下「自主事業者」という。）に対しては、第 3 条第 1 項及び第 2 項に準じて 6 物質の室内濃度測定が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認するよう指導するものとする。

2 自主事業者がその建築等をした認可保育所等について 6 物質の室内濃度測定を行ったときは、当該自主事業者に対して、当該室内濃度測定の結果報告書の写しの提供を求めるものとする。

（委任）

第 6 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 14 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 3 条の規定は平成 22 年度札幌市予算による整備補助を受ける者のうち、施行日において子ども未来局子育て支援部長から整備補助の対象事業に係る計画の承認通知を受けている者については適用せず、当該者に対しては、第 5 条の規定に準じて指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。